

## 伊丹市小規模作業所事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 伊丹市小規模作業所事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、伊丹市補助金等の交付に関する規則(昭和42年伊丹市規則第21号)に定める内容のほか必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この要綱は、企業等に就労することが困難な在宅の身体障害者、知的障害者又は精神障害者(以下「障害者」という。)を対象として、社会参加への機会を与えるために作業訓練等を実施している小規模作業所に対して、予算の範囲内でその経費の一部を補助することにより、障害者の自立を促進することを目的とする。

### (補助対象団体)

第3条 この補助の対象となる団体は、障害があるため、企業等に就労することが困難なものを対象として定期的に作業訓練等を実施している団体で、市長が適当と認めたものとする。

### (補助対象事業)

第4条 この補助の対象となる事業は、次に定める要件を満たすものでなければならない。

#### (1) 利用人員及び事業実施日数

利用人員は原則として5人以上が常時通所していることとし、事業は概ね週5日以上実施しているものであること。

#### (2) 設備

設備は利用者の保健・衛生及び安全の確保に十分留意したものであること。

#### (3) 指導員

事業を行うにあたっては、障害者に対して適切な作業訓練、指導を行う能力を有する者を1人以上配置していること。

#### (4) 利用対象

原則として、市内に居住する義務教育終了後の障害者とする。

### (補助金の額と算定方法)

第5条 補助金の交付額は、補助事業に要する経費について、別表第1の第1欄に定める対象経費の実支出額と第2欄に定める算定基準額と比較して少ない方の額とする。ただし、阪神広域行政圏各市町に在住する障害者が合同で訓練を実施するため設置している小規模作業所にあたっては、別表第2の第1欄に定める対象経費の実支出額と第2欄に定める算定基準額と比較して少ない方の額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、運営補助金交付申請書(様式第1号)に小規模作業所事業計画書(様式第2号)、収支予算書抄本を添えて、毎年度別に定める日までに市長に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第7条 市長は交付申請のあった場合、関係書類を審査し、必要に応じて実施調査を行うなど内容について検討したうえ、速やかに補助の適否を決定し、団体の代表者あてに通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定にあたり、必要な条件を付することができる。

### (補助金の請求、交付)

第8条 前条の規定により通知を受けた団体の代表者は、速やかに市長あて補助金の請求をするものとする。

### (事業実績の報告)

第9条 補助金の交付を受けた団体の代表者は、年度終了後(年度の途中で事業を終了した場合は当該終了後)1か月以内に事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

### (補助金の精算)

第10条 市長は前条に規定する実績報告書を受領したときは、その内容を審査のうえ精算を行うものとする。

### (変更、中止、廃止の承認)

第11条 団体の代表者は、補助金交付の決定後において、当該事業計画を変更、中止又は廃止しよ

うとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(補助金交付決定の取消等)

第12条 市長は、団体の代表者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消することができるとともに補助金が既に交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(1) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付をうけたとき。

(2) 補助金を目的外の用途に使用したとき。

(3) その他この要綱の規定に違反したとき。

(帳簿等の整備)

第13条 交付団体の代表者は当該事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該事業終了後5年間保存しなければならない。

(調査)

第14条 市長は、必要があると認めたときは、団体の代表者に対し、報告を求め、又は職員に調査を行わせることができる。

(施行細則)

第15条 この要綱に施行に際し、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、昭和63年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成元年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成2年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成6年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成13年12月20日から施行し、この要綱による改正後の伊丹市小規模作業所事業補助金交付要綱の規定は、平成13年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成19年3月4日から施行し、この要綱による改正後の伊丹市小規模作業所事業補助金運営要綱の規定は、平成18年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、この要綱による改正後の伊丹市小規模作業所事業補助金運営要綱の規定は、平成21年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、この要綱による改正後の伊丹市小規模作業所事業補助金運営要綱の規定は、平成28年度の補助金から適用する。

別表第 1

		1 対 象 経 費	2 算 定 基 準 額
運営費補助	作業所 1 か所あたりの基本運営費補助	事業を実施するために必要な次の経費  指導員の人件費（報酬，報償費，給料，職員手当等，社会保険料，賃金）旅費，需用費（消耗品費，印刷製本費，指導用材料費，燃料費，光熱水費，修繕費，医薬材料費等），役務費（通信運搬費），使用料（建物及び敷地に係るものを除く。）	次の 1～4 の合計額 1. 事務費 5,313,600 円×開設月数÷12 2. 事業費 8,330 円×月利用延人員（ただし、月ごとに 20 名を限度とする。） 3. 交通費加算利用者の交通費 月額のうち 8,000 円を超過する額の 1/2

別表第 2

		1 対 象 経 費	2 算 定 基 準 額
運営費補助年額	作業所 1 か所当り基本運営費補助（市内在住者にかかるもの）	事業を実施するために必要な次の経費 指導員の人件費（報酬，報償費，給料，職員手当等，社会保険料，賃金），旅費，需用費（消耗品費，印刷製本費，指導用材料費，燃料費，光熱水費，修繕費，医薬材料費等），役務費（通信運搬費），使用料（建物及び敷地に係るものを除く。）	次の 1 の額 1. 別表 1 第 2 欄 1～2 により算出された額に，市内在住者の初日在籍延人員を乗じて得た額を作業所初日在籍延人員で除して得た額

## 備考

別表中初日在籍人員の算定においては，各月平均 5 日以上又は年間 60 日以上利用している者を算定対象とし，70 歳以上の利用者は含まない。